

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2017年7月13日、大阪拘置所において、西川正勝氏に対し、広島拘置所において、住田紘一氏に対して、相次いで死刑を執行した。

西川氏は、再審請求中であったにもかかわらず、あえて死刑が執行された。再審請求中の死刑確定者に対する死刑執行は、1999年12月に敢行されたものを最後に、運用上、17年半もの間、回避され続けていた。それにもかかわらず、今回、再審請求中であった西川氏に対して死刑執行がなされたことは、今後は再審請求にかかる死刑執行をするという国の考え方の現れとも見える。今日まで、様々な再審事件を通じて、確定した死刑判決が誤りであった事例が明らかとなっているのであり、とりわけ再審請求中の死刑執行には問題が多い。西川氏に対する死刑判決も、絶対に誤りがなかったとは誰にも言えない。

住田氏は、裁判員裁判により死刑判決を受けた死刑確定者としては、2016年11月11日の執行に続き3例目の死刑執行となったものである。その判断は、いわゆる永山基準を乗り越えて行われたものであり、従来の裁判官のみによる裁判であれば、死刑が選択されたかどうか自体に議論の余地がある。しかも、弁護人が行った控訴を本人が取り下げることによって第一審の死刑判決がそのまま確定したという事情もあり、法的に再検討される機会が失われたまま執行されたという点でも問題がある。

死刑制度の存廃を巡り、現在、死刑制度を廃止した国が140カ国に上るという国際的潮流を私たちの国も考慮すべきか否かとの議論がなされることがあるが、死刑制度廃止の国際的潮流を原因として各国が廃止に踏み切っている訳ではない。人類が発展させてきた普遍的な人権思想の到達点として「生命に対する権利」という概念が共有されるようになったことの結果として、死刑制度廃止の国際的潮流が存在するのである。すなわち、死刑廃止国が多数に上るから私たちも死刑を廃止すべきか否かという問題ではなく、普遍的な人権思想の到達点を私たちも共有すべきか否かが問われていると言うべきである。

殺すなかれと説く国家自身が生命を奪う死刑制度は、この制度を維持する国民に重い責任を帰するものである。しかし、人間が行うシステムにおいては間違を避けることはできず、死刑制度も例外ではない。生命を奪う責任の重さに耐えうるだけの適正手続きを持ち得ない死刑制度は、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていると言わざるを得ない。それゆえ、個別事案の誤判の可能性の有無にかかるわらず、制度としての死刑制度は不正義を免れない。

当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2017年7月14日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

